

## 第 1 部 独立行政法人の状況



## 第1節 独立行政法人の制度等

(独立行政法人とは)

- ①公共性の高い事務・事業のうち、
  - ②国が直接実施する必要はないが、
  - ③民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの
- を実施する法人。

(特徴)

- ・業務の効率性・質の向上
- ・法人の自律的な業務運営の確保
- ・業務の透明性の確保

(根拠法令)

- ・独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(資料1-1「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)」参照)
- ・各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律等

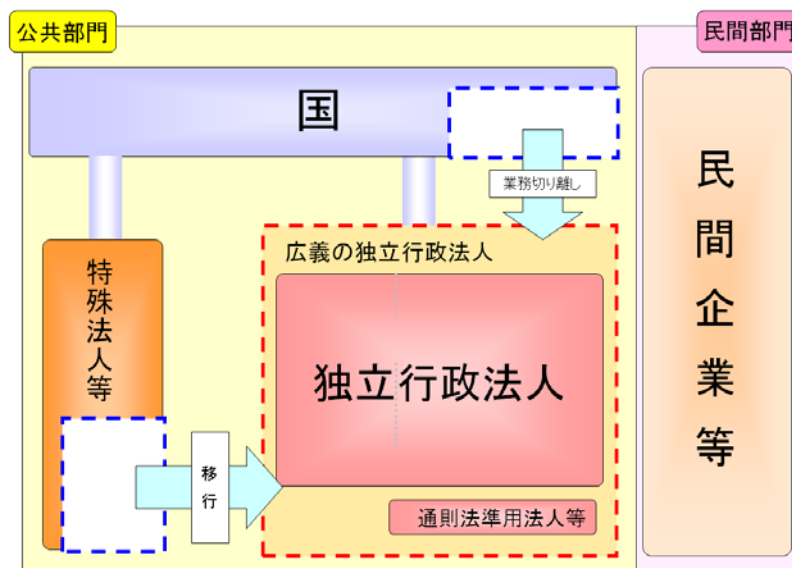
### 1 独立行政法人とは

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの等を実施する、国とは別の法人格を有する法人である。平成13年に導入されたこの法人制度は、具体的には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)等に定められている。

独立行政法人は、平成13年1月の中央省庁等改革の実施に合わせ、主として国の機関から分離されたいわゆる「先行独法」と、特殊法人等から新たに独立行政法人化されたいわゆる「移行独法」などに分類される。

なお、通則法を準用する法人等として、日本司法支援センター、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)がある。

図表1. 独立行政法人とは



## 2 独立行政法人制度の経緯

### (1) 中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議最終報告(平成9年 12月3日)において導入が提言された制度である。その後、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に制度の基本的な考え方が規定され、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)により、89の国の事務・事業について独立行政法人化の方針等が決定された。

これらを踏まえ、平成11年7月、独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定めた通則法が制定され、以降、これを踏まえて関係法令の整備も進められた。

他方、平成11年12月に、独立行政法人の設立根拠となる法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた国立公文書館法の一部を改正する法律(平成11年法律第161号)等59の個別の独立行政法人の設置について定める法律(以下各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律を「個別法」という。)が制定され、続いて、12年5月に、独立行政法人教員研修センター法が制定された。

さらに、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」により、個別法の制定まで至っていなかった国の事務・事業についての独立行政法人への具体的な移行方針が定められた。

このような過程を経て、まず、独立行政法人国立公文書館(以下個別の独立行政法人名については、正式名称から「独立行政法人」の文字を省略する。)等57の独立行政法人が、平成13年4月に設立された。

### (2) 特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行

中央省庁等改革においては、特殊法人等の改革も行われており、その中で、国の行政機関が行ってきた事務・事業についての独立行政法人化とは別に、特殊法人等の独立行政法人化も進められた。まず、平成9年12月の行政改革会議最終報告において、特殊法人等の事務・事業の「徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない」との考え方が示された。これを受けて、12年12月の「行政改革大綱」において、特殊法人等については、個別の事業の見直し結果を踏まえ、法人ごとに「当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定する」こととし、特に、「廃止又は民営化される法人以外の法人について、その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人への移行を検討する」との方針が決定され、この方針に沿って特殊法人等改革基本法(平成13年法律第58号)が制定され、特殊法人等改革を進める機関として、内閣に特殊法人等改革推進本部が設置された。そして、各特殊法人等の個別事業についての徹底した見直し及び同見直しを踏まえた組織形態の見直しが進められ、13年12月に、「特殊法人等整理合理化計画」として、廃止・民営化を行うことのできない特殊法人等の事務・事業の大部分が独立行政法人に移行することが閣議決定された。

特殊法人等改革推進本部は、平成14年10月に、「特殊法人等整理合理化計画」に従い設立又は統合する独立行政法人(以下「新独立行政法人」という。)の役職員は原則として非公務員とすることなどを内容とする「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たったの基本方

針について」を決定し、これを受け、同本部事務局は、15年4月に、新独立行政法人に関する「独立行政法人の中期目標等の策定指針」を各府省に通知した。

このような経緯を経て、「特殊法人等整理合理化計画」の対象特殊法人等のうち、平成15年度には26特殊法人及び15認可法人等が、16年度には9特殊法人及び9認可法人等が独立行政法人に移行した。また、17年度には道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに日本高速道路保有・債務返済機構が設立されたほか、2特殊法人が独立行政法人に移行した。さらに18年度及び19年度にはそれぞれ1特殊法人が独立行政法人に移行した。

### (3) その他の独立行政法人

(1)及び(2)のほか、平成14年度に2法人、15年度に4法人、16年度に5法人、17年度に3法人、19年度に1法人の独立行政法人が設立された。

また、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」により、国の特別会計は「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」とこととされ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)において国立高度専門医療センター特別会計、国有林野事業特別会計等7つの特別会計において経理される事務・事業の全部又は一部についても、独立行政法人化等が定められた。これを受け、22年4月に国立高度専門医療センター特別会計において経理されていた6つの組織(国立がん研究センター等)が独立行政法人に移行した。

### (4) 独立行政法人通則法の改正の状況

平成20年4月には、各府省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会を廃止し、新たに総務省に独立行政法人評価委員会を設置して、独立行政法人の評価機能を一元化すること、内閣によるガバナンスを強化すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が第169回通常国会に提出されたが、21年7月に未審議のまま廃案となった。

また、平成22年5月には、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けることにより、独立行政法人の財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図ることを目的に、不要財産の処分及びその処分計画の中期計画への記載を義務付けること、政府出資に係る不要財産について、国庫への返納又は売却収入の納付、これに伴う減資等の規定を整備すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)が可決・成立し、平成22年11月に施行された。

その後、独立行政法人についての事業仕分けの結果等を踏まえ、平成22年12月には、すべての法人のすべての事務・事業の徹底的な見直しを行い、閣議決定が行われた(資料30 独立行政法人が行う事務・事業の見直しの基本方針)。さらに、24年1月には、無駄を排除しつつ法人の政策実施機能を最大限発揮させることを目指し、独立行政法人の制度及び組織を抜本的かつ一体的に見直す閣議決定が行われた(資料31 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針)。この閣議決定に基づき、同年5月には、国の関与の在り方を見直し、中期目標行政法人及び行政執行法人に区分して、各法人のガバナンス体制を強化する等の新たな行政法人制度を構築すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律案等が第180回通常国会に提出されたが、24年11月にて未審議のまま廃案となった。

図表2. 独立行政法人制度の経緯

平成9年	12月	「行政改革会議最終報告」において独立行政法人制度の導入を提言
10年	6月	中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)成立。独立行政法人制度の創設を規定
11年	4月	「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)において、独立行政法人制度の骨格及び89の事務・事業の独立行政法人化の方針を決定
	7月	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)成立。独立行政法人の運営の基本、その他制度の基本となる共通の事項を規定 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成11年法律第104号)成立。独立行政法人制度の導入に伴い、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、その他関係法律の規定を整備し、経過措置を規定
	12月	国立公文書館法の一部を改正する法律(平成11年法律第161号)等59法人のいわゆる個別法成立(「独立行政法人教員研修センター法」(平成12年法律第88号)は平成12年5月成立) 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第220号)成立
12年	6月	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)制定
	12月	「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)において、平成13年4月の独立行政法人移行及び今後の独立行政法人移行の方針を明示
13年	1月	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)施行
	4月	国立公文書館等57独立行政法人が発足
	12月	「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)により、特殊法人等の事務・事業の大部分を独立行政法人に移行することを明示
14年	10月	「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)において、新独立行政法人の役職員は原則として非公務員とすることや、主務大臣は明確かつ具体的な中期目標を設定すること等を決定
15年	4月	「独立行政法人の中期目標等の策定指針」(平成15年4月18日特殊法人等改革推進本部事務局)において、各主務大臣及び各法人が中期目標及び中期計画を策定するに当たり指針とすべき事項を提示
	10月	特殊法人等から移行した独立行政法人の設立開始
17年	12月	「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、国の特別会計は、「事業の必要性は認められるとしても国自身が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」ことを決定
18年	6月	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)成立。特別会計において経理される事務及び事業の一部について独立行政法人化すること等を規定
19年	12月	「独立行政法人等整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)により、独立行政法人の徹底的な縮減等を決定
21年	12月	「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)により、すべての独立行政法人のすべての事務・事業を抜本的に見直すこと等を決定
22年	5月	独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)成立。業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けること等を規定(11月施行)
	12月	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、見直しが必要な事項について講ずべき措置を決定
24年	1月	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)により、現行制度及び全ての法人の組織のあり方を抜本的かつ一体的に見直し、講ずべき措置を決定
	5月	「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」等を閣議決定

(注)政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

### 3 独立行政法人制度の特徴

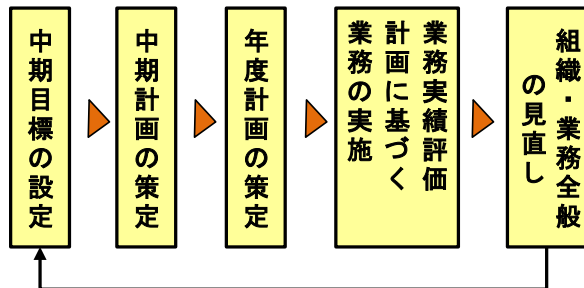
#### (1) 業務の効率性・質の向上

##### ア 中期的な目標管理と第三者による事後評価、業務・組織全般の定期的見直し

主務大臣は、3年以上5年以下の期間において各独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、各独立行政法人はこの中期目標に基づき中期計画及び年度計画を策定し、これらの計画に基づき、適正かつ効率的に業務を運営する。そして、毎年度及び中期目標期間の

業務実績について第三者機関による評価（独立行政法人の主務省に置かれる独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委員会」という。）による一次評価及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価）が行われる。さらに、中期目標期間終了時には主務大臣による法人の組織・業務全般にわたる見直しが行われる。

図表3. 目標管理と第三者による事後評価及び見直し



#### イ 企業的な経営手法による財務運営

独立行政法人は、企業会計原則を基本とした会計処理を行い、会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査（一部の小規模な独立行政法人を除く。）を受けるとともに、業務の遂行状況の適確な把握及び業績の適正な評価に資するため、国民等に対し有用な財務情報を提供することとしている。

#### (2) 法人の自律的な業務運営の確保

独立行政法人の長は役員（理事）を任免する権限を有し、民間人登用を含めた適材適所の役員人事を行うことが可能である。

また、法令等により組織の名称・数及び組織ごとの定員が定められている国の行政機関とは異なり、法人自らの判断により、業務の繁閑や行政ニーズの動向に応じて効率的かつ効果的な組織編成・人員配置を行うことが可能となっている。また、役職員の給与等については、法人の業績や役職員個人の業績等が反映される仕組みを導入している。なお、独立行政法人には、法人の目的や業務の性質に応じ、役職員に国家公務員の身分を与える「特定独立行政法人」と、それ以外の独立行政法人（以下「非特定独立行政法人」という。）があり、前者については、人事管理に関し、国家公務員に係る法制の適用がある。

さらに、国の一般的な予算管理においては、毎年度事前に予算査定を受け、原則として、他の費目への移用・流用や次年度への繰越ができない等の仕組みとなっている。これに対し、独立行政法人制度においては、例えば、国から交付される運営費交付金については、予定された用途以外の用途に充てることも可能であり、また、経営努力により生じた剰余金については、主務大臣の承認を受けて中期計画で定められた用途の範囲内で取崩して使用することができるなど、効率的かつ効果的な財政運営が可能となっている。

#### (3) 業務の透明性の確保

独立行政法人制度においては、法人の組織・業務運営等の透明性が重視されており、中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、監事及び会計監査人の監査結果、府省評価委員会の評価結果等については、すべて公表が義務付けられ、官報等への公告及び閲覧による公表のほか、ホームページへの掲載などの積極的な公表が求められている。

## 第2節 法人数の状況

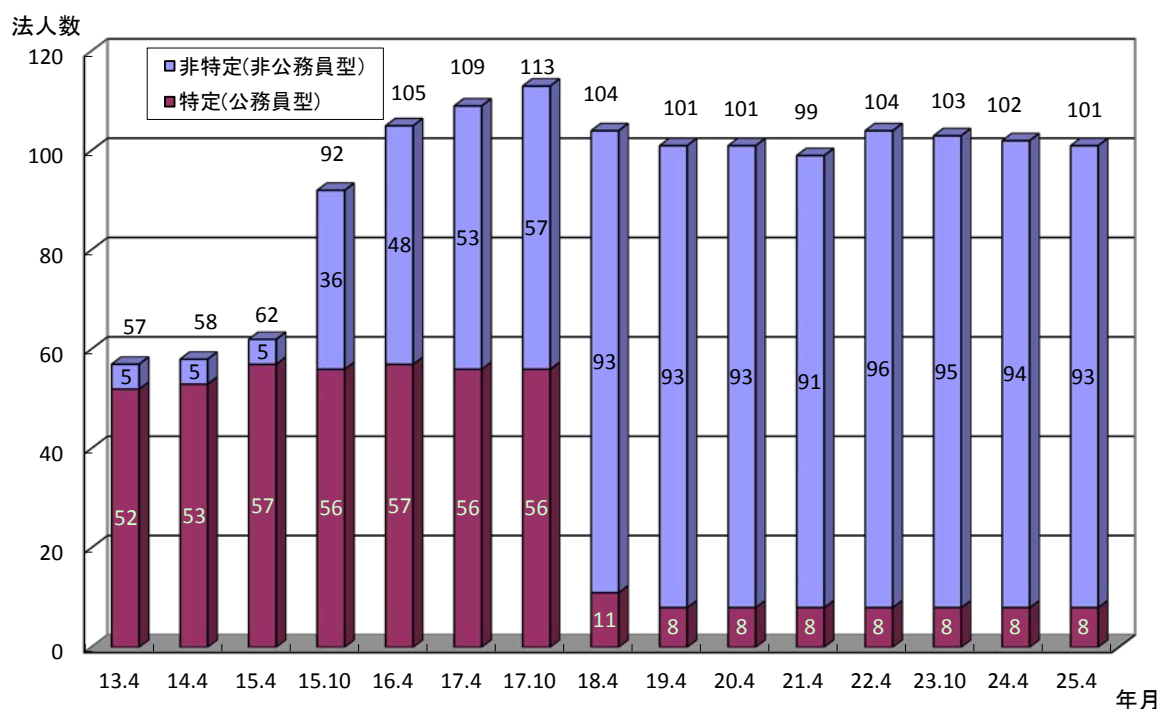
### 1 法人数の推移

中央省庁等改革の柱の一つとして国の組織の一部を分離することにより平成13年4月に57法人でスタートした独立行政法人は、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき15年10月以降、特殊法人等が独立行政法人に移行したこと等により、17年10月に113法人を数えるまでに達したが、その後の統廃合等により、25年4月現在、101法人となっている(図表4及び図表5参照)。

これらのうち、役員及び職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人は、当初52法人であったが、組織・業務全般の見直しの中で非公務員化を推進した結果、平成25年4月現在、8法人(全体の7.8%)となっている(資料2「独立行政法人一覧」参照)。

なお、国立大学法人については、通則法を一部準用している国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立されている国立大学法人が86法人、大学共同利用機関法人が4法人ある(平成25年4月現在)(資料3「国立大学法人等の一覧」参照)。

図表4. 法人数の推移



- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
2 「非特定」は非特定独立行政法人を、「特定」は特定独立行政法人を示す。



図表5. 法人数の推移(明細)

年 月	設 立	統合・廃止・名称変更等 (独立行政法人該当分のみ)	法人数
平成13年4月	(57 法人) 【内閣府】国立公文書館 【総務省】通信総合研究所、消防研究所 【財務省】酒類総合研究所 【文部科学省】国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、教員研修センター 【厚生労働省】国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所 【農林水産省】農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、さけ・ます資源管理センター、水産大学校、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター 【経済産業省】経済産業研究所、工業所有権総合情報館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構 【国土交通省】土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校 【環境省】国立環境研究所		57
～14年4月	(1法人)【内閣府】駐留軍等労働者労務管理機構		58
～14年7月	(1法人)【国土交通省】自動車検査		
～15年4月	(3法人)【総務省】統計センター 【財務省】造幣局、国立印刷局		62
～15年10月	(30 法人。主に「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)に係るもの。) 【内閣府】国民生活センター、北方領土問題対策協会 【総務省】平和祈念事業特別基金【外務省】国際協力機構、国際交流基金 【財務省】通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構 【文部科学省】科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会 【厚生労働省】勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構 【農林水産省】農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、緑資源機構 【経済産業省】新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構 【国土交通省】鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター	(独立行政法人の数に増減なし) 【文部科学省】 ○航空宇宙技術研究所→宇宙航空研究開発機構 【農林水産省】 ○農業技術研究機構→農業・生物系特定産業技術研究機構	92
～16年1月	(1法人)【経済産業省】情報処理推進機構		
～16年2月	(1法人)【経済産業省】石油天然ガス・金属鉱物資源機構		
～16年3月	(1法人)【厚生労働省】雇用・能力開発機構		
～16年4月	(10 法人)【文部科学省】日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター 【厚生労働省】労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構 【環境省】環境再生保全機構	(独立行政法人の数に増減なし) 【総務省】 ○通信総合研究所→情報通信研究機構	105
～16年7月	(2法人)【経済産業省】中小企業基盤整備機構 【国土交通省】都市再生機構		
～16年10月	(1法人)【国土交通省】奄美群島振興開発基金	(独立行政法人の数に増減なし) 【経済産業省】 ○工業所有権総合情報館→工業所有権情報・研修館(名称変更)	
～17年4月	(1法人)【厚生労働省】医薬基盤研究所		109
～17年9月	(1法人)【内閣府】沖縄科学技術研究基盤整備機構		
～17年10月	(3法人) 【文部科学省】日本原子力研究開発機構 【厚生労働省】年金・健康保険福祉施設整理機構 【国土交通省】日本高速道路保有・債務返済機構		113
～18年4月	(1法人) 【厚生労働省】年金積立金管理運用	(10 法人減) 【総務省】○消防研究所(廃止)	

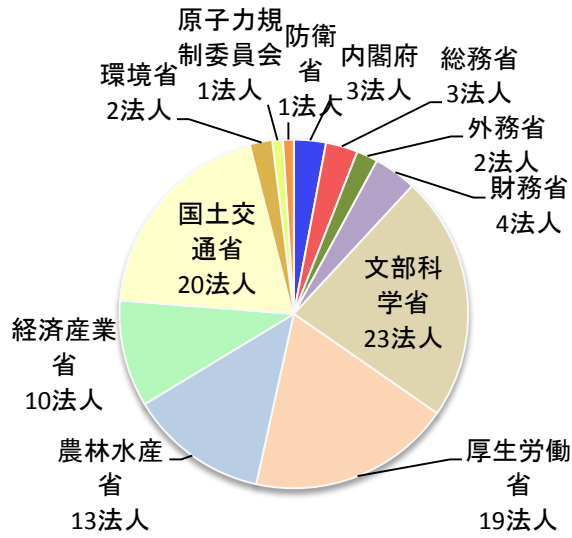
		<b>【文部科学省】</b> ○国立オリンピック記念青少年センター、国立青年の家、国立少年自然の家→国立青少年教育振興機構 <b>【厚生労働省】</b> ○産業安全研究所、産業医学総合研究所→労働安全衛生総合研究所 <b>【農林水産省】</b> ○農業者大学校(廃止。なお、一部業務は農業・食品産業技術総合研究機構に移行) ○さけ・ます資源管理センター→水産総合研究センターへ統合 ○農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、農業食品研究所→農業・食品産業技術総合研究機構 <b>【国土交通省】</b> ○北海道開発土木研究所→土木研究所へ統合 ○海技大学校、海員学校→海技教育機構	104
～19年4月	(1法人) <b>【国土交通省】</b> 住宅金融支援機構	(4法人減) <b>【内閣府】</b> ○駐留軍等労働者労務管理機構(防衛省に所管変更) <b>【文部科学省】</b> ○国立博物館、文化財研究所→国立文化財機構 ○国立特殊教育総合研究所→国立特別支援教育総合研究所(名称変更) <b>【農林水産省】</b> ○農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所→農林水産消費安全技術センター ○林木育種センター→森林総合研究所へ統合	101
～19年10月	(1法人) <b>【総務省】</b> 郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
～20年4月		(1法人減) <b>【農林水産省】</b> ○緑資源機構(廃止。なお、一部の業務は森林総合研究所及び国際農林水産業研究センターに承継)	101
～20年10月		(1法人減) <b>【財務省】</b> ○通関情報処理センター(特殊会社化)	
～21年4月		(1法人減) <b>【文部科学省】</b> ○メディア教育開発センター(廃止)	99
～21年10月		(1法人減) <b>【文部科学省】</b> ○国立国語研究所(廃止)	
～22年4月	(6法人) <b>【厚生労働省】</b> 国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター		104
～23年10月		(1法人減) <b>【厚生労働省】</b> ○雇用・能力開発機構(廃止) ○高齢・障害・求職者雇用支援機構(名称変更)	
～23年11月		(1法人減) <b>【内閣府】</b> ○沖縄科学技術研究基盤整備機構(学校法人沖縄科学技術大学院大学学園の成立に伴い解散)	102
～25年4月		(1法人減) <b>【総務省】</b> ○平和祈念事業特別基金(廃止)	101

(注)政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

## 2 主務省別の法人数

平成25年4月現在、独立行政法人は101法人設置されており、当該法人を所管している府省は12府省となっている。主務省別に独立行政法人の設置状況を見ると、最も多いのは文部科学省の23法人であり、次が国土交通省の20法人となっている(図表6参照)。

図表6. 主務省別の法人数(平成 25 年4月1日現在)



- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
 2 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省に記載している。  
 3 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。  
 4 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。

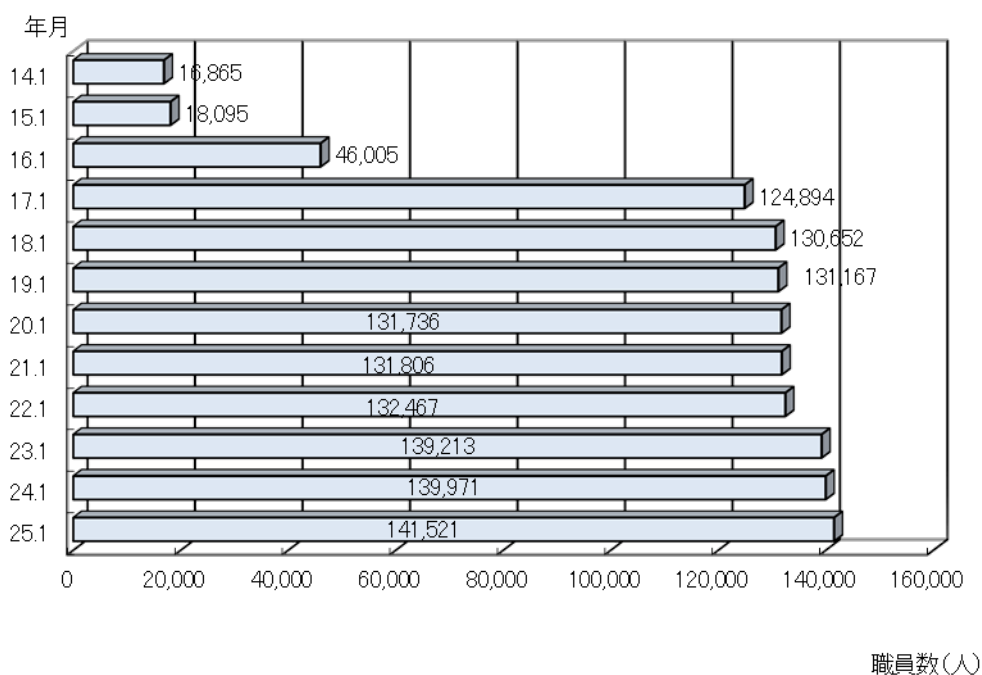
### 第3節 役職員の状況

#### 1 職員の状況

##### (1) 職員数の状況

平成25年1月1日現在における独立行政法人の常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)は計141,521人となっており、24年1月1日現在の139,971人に比べ1,550人増加している(図表7参照)。その要因としては、医療の質・安全の確保の観点による医療及び看護師の増加による国立病院機構の1,834人の増加等となっている。(資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照)。

図表7. 独立行政法人の常勤職員数の推移

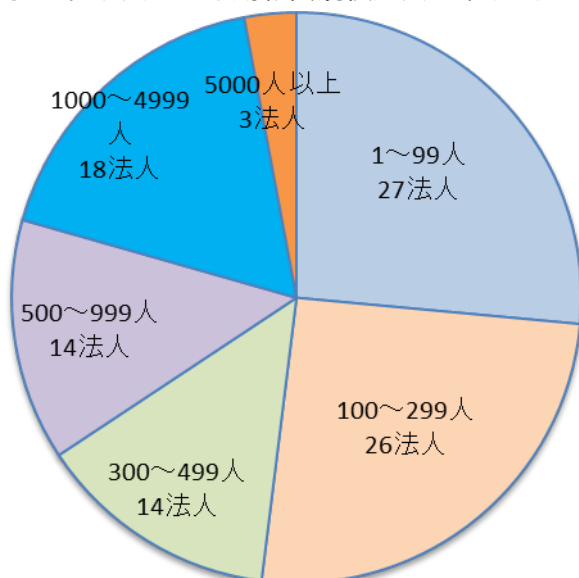


(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

##### (2) 独立行政法人の職員規模

平成25年1月1日現在における独立行政法人102法人について、常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)の規模別にみると、職員数100人未満の法人が27法人、100人以上300人未満の法人が26法人あり、300人未満の法人は合計で53法人となり全体の52%を占めている(図表8参照)。

図表8. 独立行政法人の常勤職員規模別法人数(平成 25 年1月1日現在)



(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

### (3) 職員の給与水準

独立行政法人制度は、各法人が自律的に業務運営を行うことを基本としていることから、職員の給与については、通則法に基づき、各法人が定めることとなっている(図表9参照)。

図表9. 通則法が定める独立行政法人の職員給与等に関する考慮事項

	特定独立行政法人 (通則法第 57 条第1項及び第3項)	非特定独立行政法人 (通則法第 63 条第1項及び第3項)
給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務の内容と責任</li> <li>職員が発揮した能率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の勤務成績</li> </ul>
給与の支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)の適用を受ける国家公務員の給与</li> <li>民間企業の従業員の給与</li> <li>当該特定独立行政法人の業務の実績</li> <li>中期計画に係る通則法第 30 条第2項第 3号の人件費の見積り</li> <li>その他の事情</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該独立行政法人の業務の実績</li> <li>社会一般の情勢</li> </ul>

また、法人運営の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たしていく観点から、法人の役職員の給与等の支給基準を公表することとされ、平成 24 年度分については、各主務大臣及び各法人がホームページにおいて公表するとともに、総務省行政管理局において当該公表内容を取りまとめたものを 25 年9月6日に公表している。

それによれば、各法人の常勤職員について、平成 24 年度の対国家公務員指数(年齢勘案)は、平均で事務・技術職員が 106.5、研究職員が 100.3、病院医師が 115.2、病院看護師が 108.2 となっている(図表 10 及び資料5-1「職員の給与水準」参照)。

図表 10. 職員の給与水準

○独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(抜粋)  
 事務・技術職員の対国家公務員指数は、年齢勘案で 106.5、年齢・地域・学歴勘案で 104.8 となり、ともに前年度比 0.8 ポイント増加。

これは、対国家公務員指数の算出基礎となる年間給与額について、国は給与改定臨時特例法により平成 24 年 4 月から給与減額支給措置が実施されているが、103 法人中 54 法人(52.4%)は労使交渉等の影響により当該措置の開始時期が遅れたことによる影響と考えられる。

	平均年間給与 (単位: 千円)	対国家公務員指数 (年齢勘案)			対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)		
		平成 24 年度	23 年度	24 年度	対前年度差	23 年度	24 年度
事務・技術職員	6,460	105.7	106.5	0.8	104.0	104.8	0.8
研究職員	8,218	100.2	100.3	0.1	104.5	106.5	2.0
病院医師	13,601	109.7	115.2	5.5	109.0	114.4	5.4
病院看護師	4,920	102.3	108.2	5.9	101.2	107.3	6.1

(注)独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(平成 25 年 9 月 6 日総務省行政管理局)による。

(参考)

「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成 14 年 10 月 18 日特殊法人等改革推進本部決定)(概要)

法人の役職員の給与等の水準についても、主務大臣が国家公務員及び他の法人と比較ができる形で分かりやすく公表する

「独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成 15 年 9 月 9 日策定、20 年 3 月 18 日最終改定)(概要)

- ① 役員報酬等の支給状況、
  - ② 職員給与の支給状況等(雇用形態別・職種別・年齢別の分布状況等)と給与水準の国家公務員との比較、
  - ③ 総人件費(給与、報酬等支給総額等)
- などについて、各主務大臣及び各法人が徹底的な情報開示を行う

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)(抄)

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
  - ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
  - イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
  - ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成 23 年 6 月 3 日閣議決定)(抄)

- 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 23 年 10 月 28 日閣議決定)(抄)

- 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の役職員の給与については、「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成 23 年 6 月 3 日閣議決定)に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。
  - 今後進める独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、独立行政法人の総人件費についても厳しく見直すこととする。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 25 年1月 24 日閣議決定)(抄)

○ 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第4条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう厳しく見直すことを要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

## 2 役員の状況

### (1) 役員数

独立行政法人の役員については、法人の長1人及び監事を置くことが義務付けられるとともに、必要に応じて他の役員(以下「理事等」という。)を置くことができることとされている(通則法第 18 条第1項及び第2項)。

なお、法人の長の名称、理事等の名称及び定数、監事の定数は、個別法で定めることとしている(通則法第 18 条第3項)。

### ア 役員規模別法人数の状況

平成 25 年1月1日現在における独立行政法人 102 法人において実際に任命されている役員の数を見ると、法人の長 101 人、理事等 340 人、監事 209 人であり、役員数の規模別にみると、法人の長及び理事各1人の法人が 26 法人(25.5%)あり、最も多くなっている(図表 11 参照)。法人の長及び理事等の数が最も多い法人は、国立病院機構の 13 人(理事長及び副理事長各1人、理事 11 人)となっており、当該法人は、職員数も最多となっている。

また、法人の長及び理事等の数が最も少ない法人は、航空大学校(理事長1人のみ)であるが、航空大学校については個別法上、別に理事1人を置くことができることとされている(資料6「独立行政法人の役員の状況」参照)。なお、監事の数、農業・食品産業技術総合研究機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、住宅金融支援機構の5法人においては3人であるが、その他の法人においては2人となっている。

図表 11. 法人の長及び理事等の数の合計別に見た独立行政法人の状況(平成 25 年1月1日現在)

法人の長及び理事等の合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
法人数	1	26	22	21	6	8	5	5	2	3	0	2	1	102

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

さらに、これら 102 法人の役員について勤務形態における常勤・非常勤の内訳をみると、法人の長については全員が常勤、理事等については 340 人のうち非常勤が 37 人(11%)、監事については 209 人のうち非常勤が 119 人(56.3%)となっている。

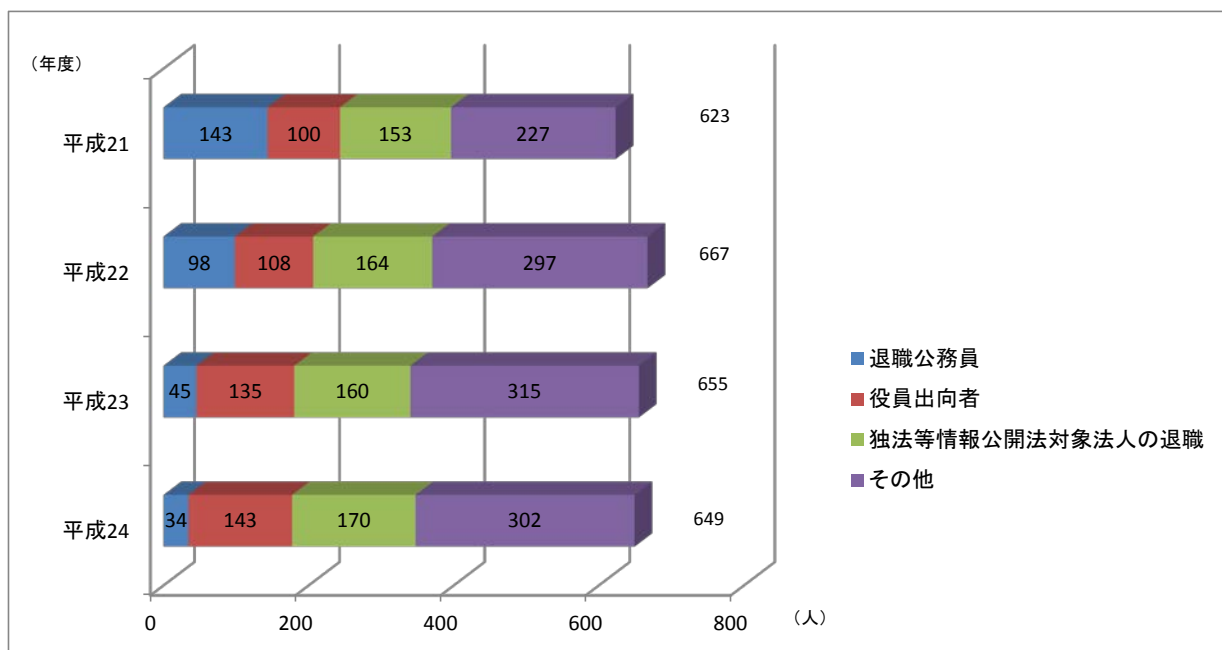
### イ 役員に占める退職公務員等の状況

役員については、「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)等に基づき、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の役員への就任状況が公表されている。

平成 24 年度については、各独立行政法人等が平成 24 年 10 月1日現在の状況について公表しており、同日現在の独立行政法人(102 法人)の役員就任の形態別状況を見ると、役員 649 人(非常勤を含む。)のうち退職公務員が就任している者が 34(5.2%)人、国から出向している者が

143 人(22.0%)、独立行政法人等の退職者が就任している者が 170 人(26.2%)となっている(図表 12 及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

図表 12. 役員に占める退職公務員等の状況(平成 24 年 10 月 1 日現在)



- (注) 1 「平成 24 年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成 24 年 12 月 7 日総務省及び内閣官房)等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。)又は④国からの役員出向者を除く。)をいう。
- 3 「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。
- 4 「独法等情報公開法対象法人の退職者」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)の対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)をいい、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の当該法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いた者を含む。

同様に、平成 24 年 10 月 1 日現在の独立行政法人 102 法人の子会社等の役員への退職公務員等の就任状況をみると、退職公務員又は独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数は 65 法人、役員 659 人のうち退職公務員から就任している者が 54 人、独法等情報公開法の対象法人の役員における当該法人の退職者から就任している者が 151 人となっている。(図表 13 及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

図表 13. 独立行政法人の子会社への退職公務員

(単位:法人、人)

年度	退職公務員・独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	役員数	うち退職公務員数	
			うち退職公務員数	うち当該法人の退職者数
平成 21	104	1, 219	144	246[44]
平成 22	92	966	103	189[19]
平成 23	80	763	68	172[15]
平成 24	65	659	54	151[10]

- (注) 1 「平成 24 年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成 24 年 12 月 7 日総務省及び内閣官房)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。



- 2 「子会社等」とは、子会社（他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している場合における当該他の会社等をいう。法人及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、法人の子会社とみなす。）及び一定規模以上の委託先（売上高に占める法人の発注に係る額が3分の2以上である委託先）をいう。
- 3 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者（①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員（ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。）又は④国からの役員出向者を除く。）をいう。
- 4 退職公務員が法人役員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者数」の欄に〔 〕内書きで計上している。

## (2) 役員報酬の状況

独立行政法人の役員報酬については、各法人において支給の基準を定めることとされており（通則法第52条第2項及び第62条）、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされ（通則法第52条第3項及び第62条）、職員の給与水準と同様に主務大臣及び各法人が国家公務員及び他の法人と比較できる形で公表することとされている。

総務省行政管理局は、平成25年9月6日に、24年度における独立行政法人の役員報酬等の水準について、職員の給与水準と併せて取りまとめの上、公表している。これによると、各法人の常勤役員報酬の合計額はそれぞれ法人の長が16億3,693万円、理事が41億2,951万円、監事が10億8,869万円となっている（資料5-3「役員報酬の支給状況」参照）。

なお、各法人の役員報酬の業績反映の方法や改定状況については、各主務大臣及び各法人が公表している。

## (3) 役員退職手当の状況

独立行政法人の役員退職手当についても、報酬と同様に、通則法第52条及び第62条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

一方、独立行政法人等の役員が高額の退職金を得ることについて批判があったことから、役員退職金を国家公務員並みに引き下げた上で業績を反映した仕組みとなるよう、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）において、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額100分の12.5を基準とし、これに府省評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請された（図表14参照）。

図表 14. 独立行政法人の役員退職手当に関する閣議決定

- 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）（抜粋）
- 1 独立行政法人
    - (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額12.5/100を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
    - (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。  
独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。

(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 15 年9月 16 日閣議決定)の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 23 年 10 月 28 日閣議決定)(概要)

3(3) 独立行政法人の役職員の給与については、「国家公務員の給与減額支給措置について」に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

これを受けて、各法人は、いずれも上記の閣議決定の趣旨を踏まえた役員の退職手当に関する規程の改正・制定を行っており、役員の退職手当の業績勘案率に関する規定についてはすべての法人において、府省評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定することとしている。

また、上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」においては、役員の退職手当の業績勘案率の決定に当たって、府省評価委員会は、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとされ、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、必要な場合、府省評価委員会に対して意見を述べるができることとされている。

これを受けて、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の独立行政法人評価分科会は平成 16 年7月 23 日、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を決定した。この中で、役員退職金に係る府省評価委員会からの業績勘案率の通知に対し意見を述べる際の分科会の検討に当たっては、①業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする、②府省評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本とすることとしている。

また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会は、平成 21 年3月 30 日には、それまでの 500 余件の事例の審議における意見等を踏まえて、業績勘案率に関する考え方や検討の手順を改めて確認し、より実務に役立つように、上述の「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」の補足説明等として取りまとめ、各府省評価委員会に通知している。(資料8-1「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明」及び資料8-2「業績勘案率に係る基本的なチェックの手順」参照)。

業績勘案率の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成 24 年度中にその支払いを受けた常勤役員は、法人の長が 20 人、理事が 46 人、監事(常勤)が 10 人の計 76 人で、その支給総額は、法人の長が1億 7,758 万円、理事が2億 2,032 万円、監事が 3,227 万円となっている(図表 15 及び資料5-4「役員の退職手当の支給状況」参照)。

図表 15. 常勤役員の退職手当の支給状況(平成 24 年度)

	法人の長	理事	監事
退職常勤役員の数	20 人	46 人	10 人
退職手当(確定額)の支給総額	17,758 万円	22,032 万円	3,227 万円

(注)1 「独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表」(平成 25 年9月6日総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 「理事」には副理事長等を含む。